

令和 6 年度 造林・生産事業等に係る林業事業体等との意見交換会  
意見交換概要

- 1 冬下刈について、林業事業体や都道府県等に向けた署等主催の現地検討会等が、補助金の対象となる下刈期間の拡大への検討が進められる良い機会となった。皆伐再造林や気候変化、現場作業員の高齢化に対応していかなければならない中で大変ありがたく思っている。  
今後、森林管理局での取組を誰に説明すれば最も効果的なのかを考えていただけると、一般会計組織としての民有林支援につながっていくのではないかと考える。  
→ 涼しい時期に行う冬下刈は非常に負担が少なく、いただいたご意見同様、事業体の皆さまから概ね好評を得ており、引き続き取り組んで参りたい。取組の効果的な PR についてもしっかり検討していきたい。

早生樹について、早生樹と従来の造林木を組み合わせた新しい林業の仕組みの試験を行っていただき、そのデータ等を公表いただきたい。

- センダン（早生樹）とヒノキを混植した試験地を兵庫森林管理署管内の札楽山国有林で設定している。試験の経過報告については局 HP 等で公表予定である。
- 2 資料 1 において、令和 7 年度の予定生産量が対前年度比で 105%とあるが、増加分はすべて花粉発生源対策による伐採に起因するものか。  
→ 令和 7 年度の予定生産量にはたしかに花粉発生源対策による伐採量も含まれているが、その伐採量がそのまま増加分にあたるというわけではない。
- 3 生産事業の請負発注とシステム販売の契約を一括で行うことは可能か。  
→ システム販売に関しては、あくまでも請負は請負、販売は販売として契約することとなり、現在の制度上、一括発注はできない。

素材生産を担う事業体では、資金繰りが厳しいというところが多いのではないかとと思うが、経営に余裕のある業者しか入札に参加できなくなるという懸念はないか。

- 生産事業では、現状、前払いという制度はなく、部分払いでの対応を行っている。事業体からのご意見も踏まえて、事業規模等を考慮した発注を検討して参りたい。また、独立行政法人である農林漁業信用基金では林業経営における運転資金の借入れに対する保証制度（林業信用保証制度）を実施しているので、こちらのご活用も検討いただきたい。  
（参加事業体の皆様には、後日、参考パンフレットをメールにて送付しています。）
- 4 再公告などで発注時期が遅れた場合に、積雪のある地域では素材生産から植付までを年度内に行うことが難しくなる可能性があるが、通年の 2 年間で事業計画を組めるような発注は可能か。特に、地拵・植付を 4 ～ 6 月ごろに集中して実行できるような発注を検討いただきたい。  
→ 複数年契約での発注は可能である。一方で、物件すべてを複数年契約にするというのは難

しいため、単年度契約の物件も残す必要があると考える。単年度契約の場合、ご意見のような問題点があることも承知している。余裕をもった事業期間での発注ができるよう引き続き努めていく。

- 5 翌債発注における賃金引上げ計画の表明書について、賃上げを行う事業年度を R7.1.1 ~ R7.12.31 とした場合は加点対象になるか。

→ 翌債発注の場合、契約は3月に行うことになるため、加点対象となる。

将来的に電子入札への完全移行は考えているか。完全移行の予定があれば、その移行時期も教えていただきたい。

→ 来年度は電子入札と紙入札を併用予定である。今後、原則電子入札となる可能性もあるが、その場合も事業体のネット通信環境等に支障があれば紙入札も可能という体制になる。

- 6 (局からの質問) 早期発注に対して、事業者の皆様からのご意見、「むしろ早期発注よりも後の発注の方が良い」などあれば伺いたい。

→ 早期発注はほとんどの業者が喜んでいると思う。市町村や県の発注も春～夏頃になることが多いので早めに発注いただけるのは大変助かる。

- 7 資材費等について、発注時に見積りを取っているかと思うが、事業期間中に資材費が高騰した場合、労賃における変更契約などのように考慮してもらえるのか。

→ 資材費の高騰等による変更契約の実績はないと思われるが、ご意見については承知したので、今後検討して参りたい。

- 8 入札に参加する際に、過去の実績に関する資料が必要となるが、実績が少ない中で何かしら違う資料等で参加資格として認めてもらうことは可能か。新しく手を挙げたいという事業体が一者でも多く入札に参加できる環境が整えば、林業も盛り上がるのではないかと考える。

→ 過去の実績については、国有林以外でも都道府県や市町村等の民間での仕事でも問題ない。また、他の事業体と共同事業体を組んで入札いただくという方法もある。自分の山を手入れしたという実績でも受付可能であるので、補助金の申請書の写しなど実績の裏付けとなる資料をつけていただければと思う。

- 9 造林事業では、獣害防護柵の資材や苗木は落札してから発注可能になるので、早期発注であっても3月や4月に防護柵設置や植付の作業に入るとするのが難しい場合がある。より早く12月などに発注して、実際に事業体が作業するのは4月というような発注は可能か。もしくは、国からの現物支給(官給)は可能か。

→ 現状では、最も早い発注で1月公告・2月入札があるが、12月の入札は予算の見通しが立たないということもあり、難しいと考える。また、官給についても現在は行っていないが、ご意見については承知した。(近隣局でも確認しましたが、資材は請負者に購入いただいていますので、引き続き対応をお願いします。)